

# 横河武蔵野フットボールクラブ サッカースクール会則

## 第一章 総則

- 横河武蔵野フットボールクラブサッカースクールは、一般社団法人 横河武蔵野スポーツクラブ（以下当法人）が運営・管理します。
- 本スクールは会員制です。当法人が入会を許可した方のみ本スクールの活動に参加することができます。
- 本会則は本スクールの会員と会員の保護者の方に適用されます。一部については、本スクールへの入会を希望される方にも適用されます。
- 用語の説明
  - (1)「本スクール」とは、横河武蔵野フットボールクラブサッカースクールのことです。
  - (2)「会員」とは、本スクールへの入会申込をされ、本スクールが入会資格を満たしていると判断し、入会手続きを完了された方のことです。
  - (3)「本会則」とはこの書類、つまり横河武蔵野フットボールクラブサッカースクール会員会則のことです。
  - (4)「コーチ」とは、本スクールに所属し、会員の指導をする指導員のことです。

### 第1条（目的・コンセプト）

サッカーの基本技術の向上を目的としたスクールを開講し、スポーツに対する認識と関心を高め、心身の健康維持・会員の交流を図る事を目的とします。

#### （スクール）

サッカーの楽しさを伝えるとともに、計画的・効率的な指導の下、サッカーを生涯にわたって楽しむための基本技術を身に付けること、また団体活動を通じた人間形成と、その中で個性を発揮できるプレイヤーの育成を目標とします。

#### （選手コース）

選手としての完成期を常に念頭に入れ、各カテゴリーで年代別の専門的指導を行い、高校卒業後も第一戦の場で活躍できるプレイヤーの育成と、サッカーを通じた人間教育を実践し、将来社会で活躍できる人材の育成を目標とします。

## 第二章 会員

### 第2条（会員資格）

会員は、当法人の主旨に賛同し、心身共健康であり、本スクールが入会を許可した方とします。また、会員が会則に定める禁止事項に該当していると判断したときには、クラブは会員に本スクールへの出席を禁止することができます。

#### （入会を認められない方）

- (1) 幼稚園・保育園児の年少以下の方。
- (2) 医師から運動を禁止されている人。
- (3) 本人及び親権者が暴力団関係者の方。

(4) 会費滞納を含め、入会以前にクラブ会員を除名（強制退会）規約退会になっている方。

(5) 体験受講において、コーチが集団活動を行なうことができないと判断された方。  
(会員の禁止事項)

(1) 会員間で「いじめ」を行うこと。

(2) スクールの備品及び会員の物を「盗む」こと。

(3) グラウンド設備を故意に破損させること。

(4) 指導員の指示に従わないこと。

### 第3条 (指導)

会員は、当法人が指定したコースを選択することが出来、そのコースの指導を受けることが出来ます。

#### (指導内容)

会員の受ける指導は、選手コースとスクールの大きく2つに分類されます。選手コースはセレクションという本クラブが主催する選抜試験に合格した会員のみが選択できるコースです。スクールコースは複数の箇所での受講を選択できます。コースに関する詳細は総合案内をご覧ください。また、指導内容は、会員の能力に応じてそれぞれのコーチが決定します。コーチは全体のバランスと長期的な視点で指導内容を組み立てますので、会員および保護者の方々のご理解をお願いいたします。

#### (指導場所)

指導場所は総合案内をご覧ください。設備の管理主体やコーチの役割が各指導場所によって異なります。

#### (指導期間)

指導場所ごとに、それぞれスケジュールを定めて事前に会員の皆様にお知らせします。

## 第三章 手続き

### 第4条 (入会)

「入会申込書」と「会則・重要事項の案内」をご確認の上、必要事項を記入し入会金及び2ヶ月分の月会費をお支払いいただきます。その手続きが完了した時点で会員となります。

### 第5条 (休会)

会則改定により廃止

但し、長期怪我や病気の場合はコーチの判断により、3ヶ月を限度として月謝を半額とする場合があります。(選手コースは除く)

### 第6条 (変更)

クラス及びコースの変更（月単位）をする場合は、変更月の前月1日から28日までに所定の用紙にて変更届を提出していただきます。

### 第7条 (退会)

本スクールは、特殊なケースを除き会員の意思で退会することができます。退会する場合は、退会月の28日までに所定の用紙にて退会届を提出し、未納月の月会費を全額支払わなければなりません。

## 第四章 諸費用

### 第8条 (入会金及び諸費用)

本スクールへの入会には所定の入会金が必要となります。入会金とは別に月会費も必要です。また、一度お納めいただいた入会金は理由の如何に関わらずご返還できませんのでご注意ください。

- (1) 入会金、月会費は総合案内をご覧ください。
- (2) 会費は後納制となります。払い込みは原則として自動振替とし納められた月会費の返金はいたしません。自動振替日は当月の27日となります。金融機関が休みの場合は翌営業日となります。
- (3) 入会金・月会費は、改定することがあります。

## 第五章 会員と保護者の責任

### 第9条 (責任事項)

- (1) 会員がスクールの利用中、自己の責によりスクール及び第三者に損害を加えた場合は、その責を負っていただきます。
- (2) サッカーは危険を伴うスポーツです。練習中や試合中の他のプレーヤー、他の会員、審判、コーチ、ゴールマウス、ボールなどの接触によるけが、あるいは会員単独で負ったけがについてはサッカーというスポーツに元来伴うものであることを了承し、会員自身の自己責任で解決することを前提にご入会下さい。
- (3) 本スクールの指導時間外かつ指導場所以外で起こった事故に関しては自己責任で解決することを前提でご入会下さい。
- (4) 会員が故意や悪質な行為などによってクラブの他の会員やコーチに損害を与えたりクラブの設備に損害を与えた場合は、会員の保護者の方にその被害や損害を賠償していただきます。会員が退会もしくは除名された後でも賠償していただきます。
- (5) 会員は次の事情を守って下さい。会員の保護者は会員に次の事項を守らせるように指導して下さい。
  - イ) コーチの指示に従いルールを守ること。
  - ロ) 本スクールの秩序を守り、コンセプトに沿うよう努力すること。
  - ハ) 本会則を守ること。
  - ニ) 他人に迷惑をかけること。
  - ホ) 保護者及び同伴幼児の方は、けがなど負わない様自己責任で見学すること。  
また、同伴幼児の監視は保護者が責任を持って行うこと。万が一グラウンド内けがを負った場合でも、当法人では一切責任は負いません。

### 第10条 (除名)

会員が次の各号の一つに該当すると当法人が認めた場合、会員資格の一時停止または除名することが出来ます。

- (1) 本スクールの品位、名誉、信用などを著しく傷つけ、本スクールの秩序を乱した場合。
- (2) 悪質な違法を犯した場合。

(3) 会則及びその他の規約に反する行為があった場合。

(4) 月会費を3ヶ月以上滞納した場合。

除名になった場合でも退会月までの会費は出席の有無に関わらず、完納していただきます。

## 第六章 附則

### 第11条 (施設の閉鎖)

1. 本スクールは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を閉鎖することが出来ます。
  - (1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
  - (2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
  - (3) 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分(不利益処分を含みます。)、行政指導もしくは命令等があったとき。
  - (4) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
  - (5) その他、本クラブが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
2. 前項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。
3. 本クラブは、閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前まで会員に対しその旨を告知または通知します。

### 第12条 (休業日)

休業日は、年間計画により設定いたします。

#### (臨時休業)

本スクールは、警報・注意報などの気象予報の発令、施設の点検やコーチの突然の傷病などの理由で臨時休業をする場合があります。なお、地震・台風・雷・猛暑日など自然現象(光化学スモッグ,PM2.5も含む)によってもたらされた影響で、中止または中断した場合の振替日は設けません。

### 第13条 (細則)

細則は、会則に明記したことにより廃止

### 第14条 (会則の改定)

当法人が認めた場合、会則を改定することが有ります。改定された場合は、改訂箇所を明確にして改定内容が発行される1ヶ月前までに会員にお知らせします。改定後に初めて実施される指導の受講をもって、改定後の会則を承認いただいたものとします。

### 第15条 (個人情報の収集)

本スクールは、会員が安全に本スクールの指導をうけられるように、会員に関する以下の情報を収集して管理します。

- (1) 会員が負傷等の事故に遭ったときなど、保護者への緊急連絡先として常につながる連絡先。
- (2) 負傷や傷病で医師の治療を受けるとき、投与してはいけない薬物。
- (3) 摂取してはいけない食物など、注意を要するアレルギー反応。
- (4) 喘息やてんかんなど、発作が出るような既往症などの現在および過去の病歴。
- (5) その他、会員の保護者が本スクールに知っておいてもらいたい事柄。
- (6) 本スクールで撮影した会員の写真及び画像等を広報活動の目的で使用する場合があります。会員から非掲載を希望の場合は延滞なく、削除いたします。

#### **第 16 条 (個人情報保護)**

当法人は、本スクールの保有する会員の個人情報を、当法人が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

#### **第 17 条 (クラブの責任)**

- (1) 本スクールの活動中に会員がけがを負った場合は、本スクールのトレーナーやコーチが応急処置いたします。
- (2) 会員には入会と同時に保険に加入していただきますので、けがの発生状況などに応じて、保険契約の約款に従って保険が適用されます。
- (3) 本スクールは、当法人が定める会員の健康状態に関する情報管理や施設の安全管理に関するルールを遵守し、本スクール活動場所内かつ活動期間中止に発生する事故の予防に努めます。
- (4) 会員あるいは会員以外の施設利用者が生じた人的・物的事故及び盗難等については、当法人は一切の賠償責任を負いません。但し、原因が明らかに当法人側の運営・管理に過失があったと認められる場合に限り当法人が賠償の債を負います。また、天災により起きた事故に関してはその債を負いません。

#### **第 18 条 (会員とクラブの協力)**

以下のような本スクール活動外での事故発生を抑制するため、会員の保護者は、コーチや本スクール関係者の指示並びに注意に従うよう、会員への教育、指導をお願いいたします。また、本スクールに危険と思われる箇所や危険と思われる管理方法を見つけたときは、事故を未然に防ぐためにもコーチもしくは本スクール関係者にお知らせ下さい。

- (1) スクールの指導時間中だが、会員がクラブの指導場所から外に出てしまい、事故に遭う。
- (2) 本スクールの指導場所内だが、指導時間外の自主練習中などで事故に遭う。

#### **第 19 条 (信義誠実の原則)**

本スクールと会員および会員の保護者は、会員が安全に楽しくサッカーに取り組めるようこの会則に明記されている事柄を互いに遵守し、会則に明記されていない事柄については、可能な限り協力します。また、この会則に明記されていない事柄で疑問や問題が生じた場合には、互いによく話し合い、可能な限り互いが納得できる解決方法を模索していきます。

## 第 20 条 (有効期間)

- (1) 本会則は、会員が本スクールから本会則の説明を受け、同意書名欄に署名をした時点から退会あるいは除名されるまで有効です。
- (2) 本会則中で、事故時の「会員の責任」について記載している、会員の賠償責任については、退会あるいは除名された後も有効です。
- (3) 会則が改定されたときは、それぞれ発行時期を明記します。

## 付則

**第1条** 本会則は 2020 年 5 月 1 日より施行します。

**第2条** この規定の管理部署はサッカー部門とする。

(2020 年 4 月 1 日 改定)